

すぐに購入できる物件

すぐに購入できる物件は、一般競争入札を実施した結果、売払い相手方が決まらない物件について、先着順にて売払いを行う物件です。

1 受付窓口

佐賀労働局総務部総務課において、受付期間内に随時受け付けています。

※ 物件の有無については日々変動します。また、ホームページの更新にもタイムラグが生じること及び物件に係る留意事項等の説明等のため、申請に当たっては、下記の窓口まで必ず事前に電話等いただき、ご確認ください。

【受付窓口及びお問い合わせ先】

佐賀労働局総務部総務課 会計第二係

所在：〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央三丁目3番20号

佐賀第二合同庁舎 4階

電話：0952-32-7155

2 申請できない方

次に該当する方は、申請できません。

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者
- ② 国有財産法第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 申請方法

- (1) 購入を希望される方は、受付窓口担当まで、電話連絡により、物件の有無を確認した上で、申込みを行ってください。
- (2) 原則、最初に電話連絡をいただいた方を先着順位1位として仮受付を行わせていただきます。

(3) 仮受付を行った方は、このページから「普通財産売払申請書」及び「誓約書」を印刷し、必要事項を記載・押印（実印）の上、次の必要書類を添付し、電話連絡を受けた日の翌日から1週間以内に 佐賀労働局総務部総務課 会計第二係 あてに持参（又は郵送）してください。

①個人の場合・・・住民票抄本及び印鑑証明書

②法人の場合・・・定款、登記事項証明書(現在事項全部証明書)、役員一覧及び印鑑証明書

＊住民票抄本、登記事項証明書(現在事項全部証明書)及び印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

(4) 現地、諸規制、契約内容について、必ずご自身で確認し、承知の上で、申請するようにしてください。

4 契約に付す条件

○ 公序良俗に反する使用等の禁止

買受者は、売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

あわせて、売買契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

○ 実地調査等

国は、上記条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

また、買受者は、正当な理由なく上記実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

○ 違約金

買受者は、上記条件及び実地調査等に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。

○ 予め、添付の売買契約書（案）を御確認ください。

5 売払相手方の決定方法

上記3の申請方法により仮受付した普通財産売払申請書について、警察当局に排除要請がある者であるか否かなど、申請資格について確認を行わせていただき、排除要請なしと判断された後に、正式に受理し、売払相手方として決定します。

6 売買契約の締結等

（１）売買契約の締結

売払相手方に決定した日の翌日から30日以内に売買契約を締結していただきます。（契約書は国で用意します。）

（２）売買代金の支払い

契約締結時に、契約日に現金で全額を納付していただきます。

（３）所有権の移転

売買代金全額の納入確認後、当局において所有権移転登記手続きを行います。

7 留意事項

（１）売買物件はすべて現状有姿による引き渡しとなります。なお、提供しております物件調書と現況が異なる場合は、現況が優先します。

（２）物件の購入の検討に当たっては、物件調書その他、現地、諸規制、契約内容について、必ず、ご自身で確認をお願いいたします。

また、物件の購入を希望される方は、必ず 佐賀労働局総務部総務課 会計第二係 まで電話でご連絡ください。

（３）ホームページに掲載しております物件及び受付期限については、予告なく変更する場合があります。

（４）売払申請のために提出された書類等に記載された個人情報、原則として、売払事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、契約相手方に必要な資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。